



序章



1. 計画作成の背景と目的

東松山市は昭和29年(1954年)7月1日に松山町・大岡村・唐子村・高坂村・野本村の1町4村が合併して誕生した市で、埼玉県のほぼ中央に位置し、市域には国・県・市指定等文化財が計130件(令和6年3月時点)所在しています。平成10年(1998年)には東松山市埋蔵文化財センターが開所し、市内出土の埋蔵文化財の収蔵保管のほか、文化財の保存・活用のための拠点施設として運用されています。

東松山市は東武東上線や関越自動車道など、都心とのアクセスに恵まれた交通体系のもと、 都市機能と通勤に便利な住環境を併せ持つまちとして発展してきました。現在では「観光振 興」、「産業振興」、「子育て支援」、「防災・減災対策の推進」、「地域福祉の充実」を五つの柱 とし、「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」の実現のため、 市を訪れる人の増加や定住促進に向けた施策を進めています。代々市域に住む市民と、新た に市に居を定めた市民とが入り混じる中、文化財の守り手である地域のコミュニティも日々 刻々と変化しており、文化財を後世に伝えていくためには、変化に応じた柔軟な施策が必要 となってきています。

また東松山市は河川とその一帯に広がる低地や、台地、丘陵など、変化に富んだ地勢で、 それぞれの地理的環境を上手に生かした土地利用・生業が地域の基盤となっています。その 中で育まれ、守り継がれてきた文化財も地区によって様々で、地域の実情やニーズに即した きめ細かな文化財の保護施策が必要です。

「令和元年東日本台風」による豪雨災害では、都幾川・越辺川・新江川で堤防の決壊が発生し、市域の一部が浸水するなどの大きな被害を受けました。域内の神社など、一部の文化遺産も大きな被害を受けており、いつ来るかわからない災害から文化財を守るため、改めてこれまでの文化財防災体制を見直し、先手の施策が必要です。

近年、市内に所在する指定史跡を、地域のシンボルとして活用する機運が高まってきています。例えば「将軍塚古墳」(県指定)は、非破壊調査成果を受けて実施したシンポジウムに1,000人を超える申し込みがあるなど、地域の高い関心を集める史跡で、野本地区を中心に古墳の実態解明を求める多くの声が寄せられています。

また、長らく文化財保護行政の拠点施設としての役割を担ってきた東松山市埋蔵文化財センターは、収蔵資料の飽和や施設の経年劣化が進んでいます。中長期的な見通しに立った抜本的な対策と、これからの文化財保護体制を踏まえた新たな施設利用の在り方を示す必要が生じています。

国は過疎化・少子高齢化等の社会情勢の変化の中で各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等を防止することを緊急の課題ととらえ、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かすことで、



文化財継承の担い手を確保し、"地域社会総がかり"でその継承に取り組んでいく体制を確立することを目指し、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進、地方文化財保護行政の推進力の強化を図りました。平成30年(2018年)に文化財保護法を改正(平成31年〈2019年〉4月1日施行)し、都道府県は域内の文化財の計画的な保存・活用を図るために総合的な施策の大綱を策定できることと、市町村は都道府県の大綱を勘案した上で、文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を受けることができると規定されました。これらの仕組みによって各地域において、中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための計画的・継続的な取組の実施が促進されるとともに、文化財行政が目指す方向性や取組の具体的な内容を明示することで、専門家のみならず、多様な関係者がこの取組に参画していくことが期待されています。

これを受け埼玉県では、全ての県民が地域の文化財等と触れ合う機会を増やし、その価値を知ることによって地域に愛着と誇りを深め、"地域社会総がかり"で文化財の適切な保存・活用を推進していくことを目指し、令和2年(2020年)3月に「埼玉県文化財保存活用大綱」(以下、「大綱」という)を策定しました。

こうした情勢を踏まえて、東松山市では、文化財を保護し、確実に後世に守り伝えていく ためには、文化財を保護するための様々な取組に、市民、地域、行政などが、それぞれの立 場を最大限に活かして主体的、効果的、効率的に取り組んでいくことが不可欠であると考え ています。

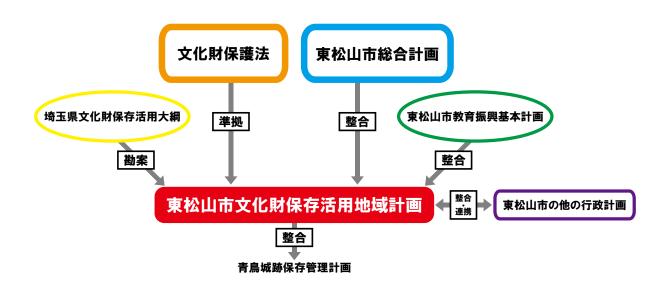
また同時に、地域の個性である文化財を、各々の地域が主体性をもって守り伝える過程を踏むことは、変化する社会の中で人と人とをつなぐ一つの在り方であり、地域振興に資すると考えています。

そして、その実現のためには、市が目指すべき文化財保護の在り方や基本的な考え方、進めていくべき具体的な施策について、中・長期的な視点をもって取りまとめ、それらを明示する必要があると考え、文化財保護法第183条の3に基づき、「東松山市文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」という)を作成しました。



2. 地域計画の位置づけ

地域計画の作成にあたっては、「第五次東松山市総合計画」を上位計画とし、市各関連計画等との整合を図りました。上位計画と関連計画等における文化財の位置づけと取組については、以下のとおりです。



各計画との相関関係

1)「第五次東松山市総合計画」

策定年度:基本構想 平成28年度(2016年度)

前期基本計画 平成28年度(2016年度) 後期基本計画 令和3年度(2021年度)

計画期間:基本構想 平成28~令和7年度(2016~2025年度)

前期基本計画 平成28~令和2年度(2016~2020年度)

後期基本計画 令和3~7年度(2021~2025年度)

計画のうち後期基本計画の詳細は「第3章 後期基本計画」に記載しています。後期基本計画は主に「分野別計画」、「地区別計画」、「リーディングプロジェクト」の三つに大別して記載しており、「分野別計画」の中には六つの「まちづくりの柱」を据えています。「まちづくりの柱6-協働」には「4-文化・芸術の振興」の項目があり、この中で「2-文化財保護」を記載しています。

「現況と課題」のうち、「①文化財の保護と継承」として、「大谷 瓦 窯跡」(国指定)・「将 軍塚 古墳」(県指定)などの「史跡」、「金谷の餅つき踊り」(県指定)などの「民俗文化財」、「三角



縁陳氏作四神二獣鏡」(市指定)や「雷電山古墳出土埴輪」(市指定)などの「有形文化財」をあげ、これらを「今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である文化財」として未来に継承していくことが必要と位置付けています。また「②文化財の啓発と活用」について、前述のような考古資料を「機会を得て身近に触れることのできるもの」として位置づけ、機会を

創出することで、市民と行政が一体となって守っていく体制の確立を課題としています。

またこの課題のうち、「①文化財の保護と継承」に関する取組として、地域計画の策定、 史跡の景観保全、民俗文化財の後継者育成や指定文化財の管理を支援することを記載してい ます。また「②文化財の啓発と活用」に関する取組として、SNSやインターネット環境を 活用した積極的な情報発信や、埋蔵文化財センターを拠点とする展示会やウォーキングイベ ントを実施することなどを記載しています。

2)「第2期東松山市教育振興基本計画」

策定年月:令和3年(2021年)1月

計画期間:令和3~7年度(2021~2025年度)

七つの基本目標のうち「基本目標VII 文化財保護」として記載しています。「施策(1)文化財の保護と継承」については主な取組として、文化財の詳細を把握し、保存措置の一助とする調査を基軸に据えた「①文化財の調査・研究の実施」、積極的なパトロールの実施によって現状把握に努め、変化に即応した適切な管理につなげる「②文化財の保存・管理の充実」、伝統文化継承のための後継者育成について、今まで以上に関係団体と連携を深める「③文化財の継承への支援」の三項目を記載しています。「施策(2)文化財の啓発と活用」では、市ホームページや広報紙を積極的に活用することや、解説板・標柱などを設置する「①文化財の情報発信の強化」、展示会や講座、現地見学会を通して文化財に触れる機会を設ける「②文化財に親しむ機会の創出」、小・中学校などの学校教育施設や東松山市立きらめき市民大学などの生涯学習施設への出前講座(出張講座)を基本とする「③学校教育や社会教育の事業との連携」の三項目を記載しています。

3)「東松山市地域防災計画」

策定年月:昭和38年(1963年)10月(東松山市防災会議条例施行) (令和4年(2022年)3月修正)

「第2編 共通対策/第1章 施策ごとの具体的計画/第12節 市民生活の早期再建/第3 応急対策」の中で文化財の応急措置として、被害状況の把握や措置の役割分担や、発災時の対応例について記載しています。また、「第6編 事故災害対策/第11節 文化財災害対策計画」の中で防火対策を中心に具体的な対応計画を記載しています。



4)「東松山市みどりの基本計画」

策定年月:平成26年(2014年)3月(令和3年(2021年)3月改訂)

計画期間:平成26年3月~令和10年2月(2014~2028年)

「第2章 みどりの現状と課題/2-2 みどりの現況調査/(1)緑地現況調査」の中で、指定文化財(主に史跡)は法や条例の規制を受ける「地域制緑地」に分類しています。「第2章みどりの現状と課題/2-3 みどりに関するアンケート」の中で、市民2,000人を対象としたアンケートの中に、史跡に公園を求める声があったことを紹介しています。これを踏まえた課題として、史跡や名勝と一体となったみどりの維持管理と活用のための散策路や休憩施設の確保をすることと整理しています。これを受けて「第3章 みどりのまちづくりの方向性と目標/3-3 みどりの将来像」では「伝統的・歴史的風土や文化的意義を有する社寺境内地や史跡などと一体となったみどり」を「みどりの拠点」の一つとして「史跡のみどりスポット」と規定し、具体的な施策として「大谷瓦窯跡」(国指定)周辺の樹林地の保全を挙げています。

5)「東松山市都市計画マスタープラン」

策定年月:平成31年(2019年)4月

計画期間:平成31年4月~令和21年3月(2019~2039年)

「第2章 現状と課題」では八つの項目に分けて整理しています。そのうち文化財は「景観」の項目にて「景観資源」として一部を例出しています。「第3章 まちづくりの基本方針」では、「東松山の特色を生かし、個性あるまちづくり」の中で「景観拠点」の一つに"文化的景観"を据え、「第4章 分野別方針」で「歴史の面影を感じることができる貴重な地域資源として継続的な保全に取り組むとともに、風情ある落ち着いた景観の形成を図る。」と記載しています。また地域別の方針ではより具体的な文化財を挙げて記載しており、松山地区(地域)では文化財の集中地である「箭弓稲荷神社」と「八雲神社の社殿」(市指定)を、大岡地区(地域)では「赤まやからがままた。「箭弓稲荷神社」と「八雲神社の社殿」(市指定)を、大岡地区(地域)では「赤またかららがままた。「電荷・一族の墓」(国指定)を、唐子地区(地域)では「青鳥城跡」(県指定)と、「菅沼氏一族の墓」(市指定)などがある「浄空院」を、高坂地区(地域)では市内で最も文化財が集中して残されている「正法寺」、野本地区(地域)では「将軍塚古墳」(県指定)を拠点的な景観資源として紹介しています。

6)「第二次東松山市観光振興基本計画」

策定年月:令和2年(2020年)3月

計画期間:令和2~7年度(2020~2025年度)

平成30年(2018年)の東松山市観光入込客数は、「箭弓稲荷神社本殿・幣殿・拝殿」(国指定)をはじめとする複数の指定文化財を有する「箭弓稲荷神社」が一番多く、市内で最も観光客が訪れた観光資源となっています。文化財の中では、「箭弓稲荷神社」のほか、「正法寺」、「将軍塚古墳」(県指定)を市内の主な観光資源として紹介しています。また、同年に調査した東松山市の観光動向によると、「東松山の古墳」は観光資源として認知度29.5%、興味度



35.9%との調査結果が得られています。これらを踏まえ計画では、「基本施策 1 地域資源を活かす」において、「1-1 観光資源の更なる活用」を施策として掲げ、「③歴史・文化・芸術資源の積極活用」を取組内容としており、市内の遺跡や神社仏閣、文化財、芸術品等の価値や魅力を観光に活用するため、関連するテーマごとに資源を結んだモデルコースの構築や、観光ガイドが市内文化財の魅力を伝えることができるよう文化財に関する知識の習得を支援していくこととしています。

7)「東松山市公共施設等総合管理計画」

策定年月:平成28年(2016年)12月

計画期間:第1次 平成29~令和8年度(2017~2026年度)

第2次 令和9~18年度(2027~2036年度)

第3次 令和19~28年度(2037~2046年度)

第4次 令和29~38年度(2047~2056年度)

公共施設を10に大分類し、そのうちの「市民文化系施設/その他市民文化施設」に埋蔵文化 財センターを分類していますが、具体的な施策は規定していません。

8)「東松山市公共施設長寿命化計画」

策定年月:令和3年(2021年)3月

計画期間:令和3~42年度(2021~2060年度)(10年ごとに見直し予定)

埋蔵文化財センターの施設管理について記載しています。市内公共施設を経年指数と劣化度を比較し、ステージ I ~IVまで分類した指標(優先度)の中で埋蔵文化財センターはもっとも優先度の低いステージIVに分類されています。また施設の利用状況に応じた重要度を I (防災に関する期間)、Ⅱ (避難所・避難場所等)、Ⅲ (不特定多数が利用する施設)、IV (その他)に分類した指標(施設重要度)では、Ⅲに分類され、優先度・施設重要度をあわせ、最も優先度が低い順位④に分類しています。

9)「第2次東松山市社会教育推進計画」

策定年月:令和4年(2022年)2月

計画期間:令和4~8年度(2022~2026年度)

「第2章 計画の展開」において「5 文化財保護」を設けています。「(1)文化財の保護と継承」と題し、文化財の調査研究の実施と保存管理の充実、継承支援にわけて方針を記載し、その指標として指定文化財パトロールの実施率を令和8年度までに100%にする目標値を設定しています。「(2)文化財の啓発と活用」においては、文化財の情報発信強化や文化財に親しむ機会の創出、学校教育や社会教育との事業連携の方針を記載し、その指標として文化財調査研究成果の公開回数を令和8年度までに15回まで拡充する目標値を設定しています。



10)「東松山市文化芸術推進基本計画」

策定年月:令和4年(2022年)3月

計画期間:令和4~8年度(2022~2026年度)

「第3章 文化芸術施策」において「4 基本施策」の一つに「(4)文化財の保護と活用」を位置づけています。成果指標は第2次東松山市社会教育推進計画と同様に、文化財調査研究成果の公開回数を令和8年度までに15回まで拡充する目標値を設定していますが、そのほかに具体的な取組例として、文化財保存活用地域計画の策定や文化財を学ぶ講座、企画展の実施を記載しています。

11)「埼玉県指定史跡『青鳥城跡』保存管理計画」

策定年月:昭和63年(1988年)3月

「青鳥城跡」(県指定)の保存について、(1) 史跡公園として保存・活用を図ること、(2) 公有地化を促進すること、(3) 史跡の調査・研究を促進することを「基本的な方針」として 定めています。そして「基本構想」として、A・B・Cの三つの保存区分を設定し、保存区 分ごとに、管理方法や、現状変更に対する考え方、史跡の公有地化、史跡整備等について記載しています。



3. 計画期間

地域計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和18年度(2036年度)までの13年間とします。なお令和7年度(2025年度)に終期を迎える「第五次東松山市総合計画」との整合については、令和8年度(2026年度)に「第六次東松山市総合計画(仮)」へ移行されたのち、中間評価を行います。また「第五次東松山市総合計画」と同様に「第六次東松山市総合計画(仮)」が前期・後期にわけて見直しを図る場合、後期計画を策定した年度に再度検証・評価を行い、整合を図ります。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
			第六次										第七次
基本構想	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1
24.0 0			1	2	2	4	-						1
刖册					3	4	5						
後期	4	5						1	2	3	4	5	
			第3期					第4期					第5期
	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1
	1	2	2	4	-	,	77	0	0	10	11	12	12
		2	中間評価	4	כ	0	I	中間評価	y	IU	- 11	12	13 第2次作成
	前期	基本構想 9 前期 後期 4	基本構想 9 10 in ji	基本構想 9 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	基本構想 9 10 1 2 in	基本構想 9 10 1 2 3 in	基本構想 9 10 1 2 3 4 in	基本構想 9 10 1 2 3 4 5 前期 1 2 3 4 5 後期 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 1 2 3 4 5 6 7	基本構想 9 10 1 2 3 4 5 6 前期 1 2 3 4 5 後期 4 5 1 4 5 1 2 3 4 5 1 1 2 3 4 5 1 1 2 3 4 5 6 7 8	基本構想 9 10 1 2 3 4 5 6 7 前期 1 2 3 4 5 後期 4 5 1 2 第3期 第4期 5 1 2 1 2 3 4 5 1 2 1 2 3 4 5 1 2	基本構想 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 前期 1 2 3 4 5 1 2 3 後期 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	基本構想 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 前期 1 2 3 4 5 5 1 2 3 4 後期 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 1 2 3 4 5 1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	基本構想 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 前期

上位計画とのタイムスケール

4. 計画の進行管理と評価の方法

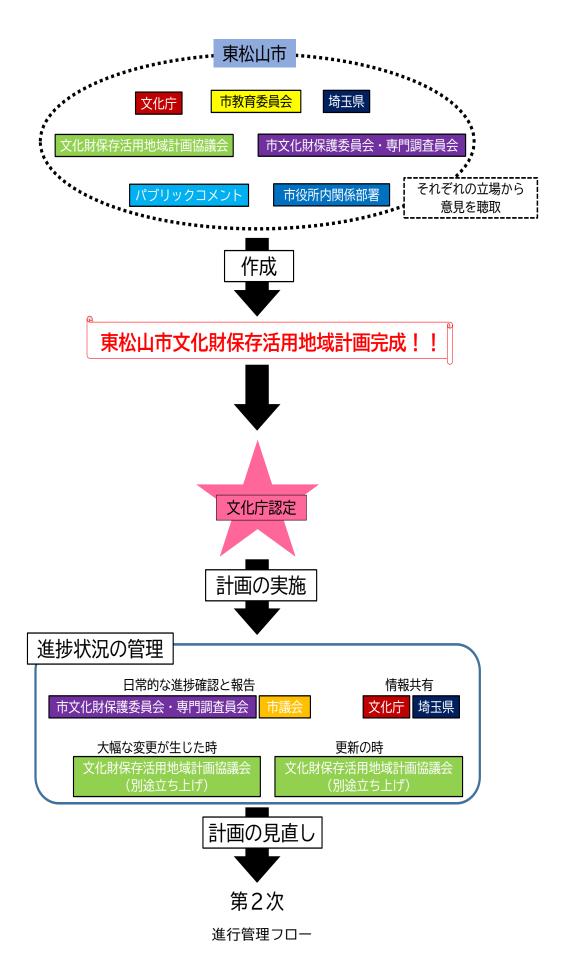
上位計画に位置付ける「第五次東松山市総合計画」は令和8年度(2026年度)に「第六次 東松山市総合計画(仮)」への移行が予定されており、令和8年度中に計画に記載した措置 の進捗状況の中間評価を行います。検証結果は東松山市文化財保護委員会及び東松山市文化 財専門調査員会に報告して評価を受けます。その際、大幅な修正の必要が生じた場合は別途 協議会を立ち上げて協議を行います。また「第六次東松山市総合計画(仮)」が前期・後期 にわけて見直しを図る場合、後期計画初年度に同様の中間評価を行います。

計画の軽微な変更については文化庁が示す「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・ 文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」に則り、以下の三つ以外の変更のことであり、 その場合であっても変更内容については、埼玉県と文化庁へ情報提供を行います。

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼす恐れのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

これらの変更が必要な場合には、文化庁と協議して必要な手続きを行い、変更の認定を受けます。







5. 計画の対象

文化財保護法では、我が国にとって歴史上・芸術上価値の高いものや、学術上価値の高いもの、国民生活の推移を理解するために欠くことのできないものなどを、六つの類型で「文化財」と定義し、文化財の保存と活用を行うことで、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを定めています。また、土地に埋蔵している文化財を「埋蔵文化財」と定義し、保存のために必要な措置を講じることを定めているほか、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で、保存の措置を講ずる必要があるものを「文化財の保存技術」として選定し、その保持者及び保存団体を認定しています。これらの文化財は、国・埼玉県・東松山市それぞれにとって重要なものとして、文化財保護法や埼玉県文化財保護条例・東松山市文化財保護条例で保護されています。

本計画では、法令によって各種指定等を受けている文化財はもちろん、未指定のものも含めて「文化財」と捉えます。

6. 計画作成の体制と経過

地域計画の作成にあたっては、文化財保護法第183条の9の規定に基づいて定めた「東松山市文化財保存活用地域計画協議会(以下策定協議会)設置要綱」に沿って、文化財の所有者、文化財に関係する機関・団体の代表者、学識経験者、商工団体の代表者、観光関係団体の代表者などで構成された策定協議会を設置し、意見聴取を行いました。策定協議会は令和4年度と令和5年度に各3回の計6回開催し、別表のテーマで検討を進めました。

検討の経過は都度、東松山市文化財保護委員会に報告し、令和6年3月15日には最終の 意見聴取を行いました。

パブリックコメントは市公式ホームページや広報紙などを通じ、令和6年1月4日~令和6年1月25日の期間で募集し、反映させました。



策定協議会の様子



東松山市文化財保存活用地域計画協議会名簿

氏名	役職等(当時)
野瀬元子	大東文化大学准教授
前原利雄	箭弓稲荷神社/利仁神社宮司
長谷部哲夫	東松山市民俗芸能保存連絡協議会会長
原田吉樹	東松山市文化財専門調査員
小川治	東松山市商工会事務局長
新井勝己	一般社団法人東松山市観光協会事務局長
鳶敏和	一般公募
松本光司 (令和4年度) 戸邉優美 (令和5年度) 中村陽平	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課課長 埼玉県教育局市町村支援部文化資源課主任 埼玉県教育局市町村支援部文化資源課主査
(令和4年度) 今井達雄 (令和5年度) 三村和之	東松山市環境産業部次長
小澤秀明	東松山市市民生活部次長
(令和4年度) 杉山正剛 (令和5年度) 細野康弘	東松山市都市計画部次長



策定協議会の経過

令和4年度					
第1回	日 時:8月5日 10:00~11:30 場 所:東松山市役所全員協議会室 協議事項:文化財保存活用地域計画について 埼玉県文化財保存活用大綱について 今後の予定について				
第2回	日 時:11月8日 15:30~17:00 場 所:東松山市総合会館303会議室 協議事項:「商工観光の視点から考える文化財活用」(講師:野瀬元子氏) 骨子について 今後の事例について				
第3回	日 時:2月10日 15:00~17:00 (大雪により書面開催) 場 所:東松山市総合会館302会議室 協議事項:関連文化財群について				
	令和5年度				
第4回	日 時:7月24日 14:00~16:00 場 所:東松山市総合会館303会議室 協議事項:文化財の保存活用に関する将来像、方向性、課題、方針、措置の検討				
第5回	日 時:11月17日 10:00~12:00 場 所:東松山市総合会館302会議室 協議事項:文化財保存活用に関する方針、措置、推進体制について パブリックコメントについて				
第6回	日 時:3月4日 10:00~12:00 場 所:東松山市総合会館302会議室 協議事項:計画の報告				